

メタタグ、ハッシュタグへの記述と、商標・商品等表示としての使用

弁護士 草地 邦晴

1 はじめに

インターネットを通じて消費者が商品を探す場合、検索機能を有するサイトから入る場合が多いことから、事業者としては検索キーワードからどのようにして自社の商品ページに誘導していくかは重要なポイントになりうる。その際、役立つのが、検索用に記述されたメタタグや、ハッシュタグである。メタタグは、htmlのヘッドタグ内に文書のメタ情報(ウェブサイトに関する情報)として記載されたもので、通常の表示では表面上見えないが、タグを設定することで検索エンジンにキーワードとして参照させたり(キーワードタグ)、検索結果の表示画面にそのページの説明文として表示させる(タイトルタグ、ディスクリプションタグ)ことによって、自社サイトのリンクへと誘導することに役立つため、いわゆるSEO対策としても利用されている。ハッシュタグ(#)は、主にInstagramなどSNSで用いられる投稿タグで、#に続いてキーワードを記述することで、同じタグ付けがされた投稿の検索を容易にすることができ、広く利用されている。

これらは、本来、一定の機能を実現するための記述にすぎないものであるが、この検索しやすくさせる、繋がりやすくさせる、といった効果を利用することで、例えば、他社の顧客誘因力のある商品名で検索した消費者を、自己のウェブページに誘導したり、その先の表示態様によっては、消費者が出所を誤解するという場面も生じ得ることになる。そのため、それは商標権侵害や、不正競争行為を構成しないかが問題となり、様々に論じられてきた。

2 「商標としての使用(商標的使用)」「商品等表示としての使用」

商標法や不正競争防止法は、商標や商品等表示が有する自他識別力を前提に、その出所表示機能を保護し、他者によりそれが害されるのを防止することを重要な役割としているが、他方で、そうではない単なる使用についてまで一律に制限するものではない。

このことは、商標法26条1項6号が、「需要者が何人

かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標」には商標権の効力が及ばないとしていること、不正競争防止法2条1項1号が「他人の商品又は営業と混同を生じさせる」態様での商品等表示の使用を不正競争行為としていることなどからも理解される。

上記のメタタグやハッシュタグへの商標や商品等表示の記述については、この商標法における「商標としての使用(商標的使用)」と、不正競争防止法における「商品等表示としての使用」の問題として現れる(なお、両方の問題は理論的には基本的に共通する問題とされている)。近時、この点に関する裁判例の蓄積がすすんできたところであり、裁判所の考え方もある程度見えてきたので、裁判例をいくつか紹介する。

3 大阪地裁平成29年1月19日判決(バイクリフター事件)¹

本件は、「バイクリフター」商標を有するXが、これと同一又は類似の商標をキーワードタグ、タイトルタグ、ディスクリプションタグに使用したホームページを開設して商品を販売しているYに対して、商標権侵害、不正競争行為にあたるとして、使用差止め等を求めた事案である。

この中で判決は、「htmlファイルにディスクリプションメタタグないしタイトルタグとして記載することは、商品又は役務に関するウェブサイトが検索サイトの検索にヒットした場合に、その検索結果画面にこれらのディスクリプションメタタグないしタイトルタグを表示させ、ユーザーにそれらを視認させるに至るものである」とし、その使用は「それにより当該サイトで取り扱われている被告商品の出所を表示させるものであるから、被告商品についての商標的使用に当たるといふべき」とした。他方で、キーワードメタタグについては、「商標による出所識別は、需要者が当該商標を知覚によって認識することを通じて行われるもので」「広告の内容自体においてその標章が知覚により認識し得ることを要する」として、需要者が所定の操作をしない限り、検索結果の表示画面の被告のウェブサイトの欄にそのキーワードが表示されることはないキーワードメタタグは、商標的使用には当たらないと判断した。

需要者の知覚による認識可能性により、商標的使用に当たるか否かを区別する考え方は、他の多くの裁判例でも共通に採用されている考え方で、この考え方からすれば、タイトルタグ、ディスクリプションタグに

については、基本的に商標的使用が肯定され、キーワードメタタグは否定される方向となろう。

4 知財高裁令和元年10月10日判決(タカギ事件)²

本件は、「タカギ」商標を有するXが、Xの浄水器のみに使用できる交換用カートリッジを販売等するYに対し、タイトルタグ、ディスクリプションタグに、①「タカギ 取付互換性のある交換用カートリッジ 浄水器カートリッジ (略) ※当製品はメーカー純正品ではございません」②「タカギに使用出来る取り付け互換性のある交換用カートリッジ… ※当製品はメーカー純正品ではございません」③「タカギ社製 浄水蛇口の交換用カートリッジを お探しの皆様へ」等と表示したことは、商標権を侵害し、不正競争行為にあたるとして、その使用差止め等を求めた事案である。

判決は、①について、「タカギ」の後に空白を挟んで「取り付け互換性のある交換用カートリッジ」「交換用カートリッジ」等の記載があることや、その近くに被告商品の写真があることから、需要者は「タカギ」が被告商品の出所を示していると認識するとして、また、③も、「タカギ社製」が、「浄水蛇口」ではなく「交換用カートリッジ」に理解する余地がある表現である上、交換用のカートリッジそのものの写真画像などが併せて表示されていることなどから、商標的使用にあたることを認定した。

なお、「当製品はメーカー純正品ではございません」という打ち消し表示については、「互換性」という用語が同一製造販売者の商品間にも使用されるもので、「取付互換性」という言葉はその意味が明確ではないことや、その表現、位置、製品の外観等から、被告商品がXの製品とは異なることが分かりにくい等として、その結論を左右しないとした。

他方で、②については、「タカギに使用できる…」という一連の表示においては、当該商品がX製の浄水器に使用できるカートリッジであることを説明するまとまりのある文章と理解でき、Yの商品自体の出所を表示するものとして認識するとは認められない、として、商品等表示としての使用を否定した。

この判決は、視認性のあるメタタグの記述が出所表示機能をもちうることを前提としつつも、その表現によっては、出所表示機能を持つ場合と、持たない場合があるということを示している。それ自体は、伝統的な広告表示における商標的使用の議論と特段変わるものではないが、その表示の差異は大きなものではなく、こうした記述が混在する場合、置き換えられるよ

うな場合を考えると、さらに実質的に判断すべき場合もあり得よう。

5 大阪地裁令和3年9月27日判決(シャルマントサック事件)³

本件は、「シャルマントサック」商標(かばん類)を保有するXが、Yがメルカリ上のウェブサイトにおいて販売する巾着型バッグに「#シャルマントサック」なる表示を行っていることに対し、商標権に基づきその表示行為等の差止めを求めた事案である。

Yは、ハッシュタグ「#」は、後に続く文字列が表す特定の商品又はテーマに関連する情報を結びつけるものであり、そのような情報のウェブサイト上又はSNS上の所在場所を表すものに過ぎないから、被告商品の商標として使用しているものではない、と主張した。

しかし判決は、オンラインフリーマーケットにおける具体的な取引状況も考慮の上、「メルカリ利用者が検索等を通じて被告サイトの閲覧に至った段階で」、「それが表示される被告サイトの中に『シャルマントサック』なる商品名ないしブランド名の商品等に関する情報が所在することを認識することとなる。これには『被告サイトに掲載されている商品が「シャルマントサック」なる商品名またはブランド名のものである』との認識も当然含まれ得る」とした。そして、表示の末尾に「好きの方にも…」などが付された場合であっても、その認識を失わせるに足りるものではなく、両立しうるものである、と判示し、請求を認めた。

ハッシュタグに関する裁判例としては初めてのものとされており、フリマアプリでのハッシュタグの使用としては、相当なものといえよう。その表示の在り方によっては、出所表示機能が否定される場面がありうることは、前記したとおりであるが、この程度の打ち消し表示では、出所表示機能を失わせるものではなく、両立しうる、としている点も注目される。

6 終わりに

インターネット上での広告表示は、従来型の印刷物による広告等とは別異に検討すべき場面が多いことは事実であるが、現時点での裁判例を概観する限りは、「商標による出所識別は、需要者が当該商標を知覚によって認識することを通じて行われるもの」との前提にたち、需要者に実際に視認される範囲で商標的使用を認めている。その上で、その表示から商標的使用が否定される場合ではないかを具体的に検討するが、こ

れも基本的に従来からの考え方によるものであって、何か特別な考え方や検討方法をとっているわけではないといえる。もっとも、インターネット上のサービス・機能の変化はすさまじく、今後も、注視していくべき分野といえよう。

1 判時2406号52頁

2 最高裁判例集 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89074

なお、事件の被告は複数であるが、説明に必要な範囲でYに簡略化する。

3 判時2523号117頁